別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

旭市は平成１７年７月１日に、「旧旭市」「旧海上町」「旧飯岡町」「旧干潟町」の１市３町の合併により誕生した市で、千葉県北東部に位置し、東京都心までは約80kmのため、様々な品目において県内トップクラスの生産量を誇る基幹産業の農業を活かし、首都圏における食料供給基地の役割を担っている。

　人口については、平成７年の７１，３８２人（旧１市３町の合計）をピークに減少し、令和５年３月現在では６３，２５７人となり、老年人口（６５歳以上）割合は約３２％と、本市においても人口減少及び高齢化が深刻な問題となっている。

　商業の状況については、国道１２６号沿いに多数のロードサイドショップ（駐車場を持ち、比較的品揃えが豊富な幹線道路沿いの小売店・郊外型専門店）を中心に発展しているが、従来の商店街等は人口減少の影響や商圏の移動などにより、空き店舗が増加している。

　工業の状況については、事業所数はほぼ横ばいであるが、旭鎌数・干潟工業団地を中心に従業者数や製造品出荷額等が増加傾向にある。

旭市の中小企業者等振興施策としては、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例に基づき、工場や事業所等の新設または拡充を行った者に対し、対象となる土地、建物及び償却資産の固定資産税の減免や、市民の雇用に対する補助などの奨励措置を実施している。

中小企業者等の資金面においては、市の制度融資を受けている中小企業者等が、約定どおりに返済している場合に、支払った利息に対し利子補給を実施している。

また、市が指定する区域内の空き店舗を活用して事業を始める場合には、改修費用や設備の購入費、賃借料などに対し補助を実施している。

　その他、地域における雇用の創出と安定のため、企業相互の交流と関係機関との連携を強化し、勤労者の福利厚生の充実と就労環境の向上を図るため「旭市雇用対策協議会」を設置し、就職希望者と市内企業とのマッチングの場を設ける「合同企業説明会」を開催するなど、地域経済活性化に資する様々な活動を実施している。

平成２８年には、産業競争力強化法に基づく創業支援事業者として国の認定を受け、旭市創業支援計画による創業支援事業を実施し、新規創業者の掘り起こし及び創業支援を実施している。

（２）目標

　中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の先端設備等の導入を促すことで、生産性向上による中小企業者等の利益の向上や、従業員の賃上げによる消費拡大などから、地域経済活性化を目指す。

　これを実現するため、計画期間中に１０件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

旭市の産業は、農水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が旭市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって多様な設備投資を支援する観点から本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項で規定する先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

旭市における企業の立地状況としては、駅周辺や国道沿いといった市街区のみでなく、海浜部や山間部など広域に点在しているため、これらの全ての地域で広く生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は旭市内全域とする。

（２）対象業種・事業

「２　先端設備等の種類」と同様の理由により、本計画において対象とする業種は全業種の全事業とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした先端設備等導入計画（以下「計画」という）については認定の対象としない。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては計画の認定の対象としない。

・計画の遂行にあたっては、計画に関係する全ての諸法令を遵守すること。

・市税（法人及び代表者分）及び国民健康保険税に滞納があった場合には、認定の対象としない。

・計画を認定した者の進捗状況等について、随時調査を実施する場合があるため、照会があった場合は速やかに対応すること。